

2021年9月定例会 松谷 清 総括質問原稿

2021年9月29日

2. 公園 Park-PFI 事業について

<松谷 清>

6月29日の城北公園 Park-PFI 事業についての総括質問から3か月、様々な変化が起きています。浜田議員の質問と重なるところはご容赦願います。

8月18日に「城北公園の会」の代表と市長面談が行われ3点の要望書が提出されました。その後、8月21日、22日の集中説明会は、「コロナ緊急事態宣言」により10月16日に延期となり、申し込み者に「説明会」資料、意見用紙が送付されました。

この資料には「Aエリアの果たす役割や来園者用駐車場にドライブスルーを付帯することの取り止めなど新たな配置計画の検討を進める」があります。この間のBエリアの48台の駐車場の縮減や「ドライブスルーを付帯することの取り止め」検討など、住民や市民の声を踏まえた対応については高く評価するものです。そこで伺います。

市長への要望の第1点は、「公園内にドライブスルー施設、スタバ専用駐車場を設けない」となっています。「説明会」資料の「ドライブスルー取り止め検討」には、ドライブスルー関係のスタバ用24台の駐車場、資料では「来園者駐車場」となっていますが、この駐車場は「取り止めるもの」と理解する人たちが圧倒的です。

何故ならば、都市公園百選に選ばれた城北公園の魅力を維持していく上で、「できる限りの駐車場台数の制限」が必要であるとの認識が前提にあるからです。Bエリアの48台については、縮減案も出され歩み寄っています。駐車場が必要ということであれば、麻機街道を挟んで図書館用駐車場があります。Aエリア24台の駐車場を残すことに大きな疑問があります。

1) 店舗専用の駐車場を設けることは、市が求めているBエリアの48台の駐車場整備条件、つまり市が子育て世代のために必要とする駐車場の台数、と整合性が図られているのか。

<都市局長>

店舗専用の駐車場を設けることは、市が求めている48台の駐車場整備条件と整合性が図られているのかについてですが、公募にあたっての駐車場整備条件は、指定区域に求めている48台以外に追加整備する場合は、事業区域または、事業区域以外の場所については現況を活かした整備であれば設置を認めることとしておりますので、店舗周辺に駐車場を設けることは、公募条件と整合性が図られております。

なお、事業者が店舗周辺に計画している駐車場については、店舗を利用する方に限られた駐車場と

して計画されているのではなく、すべての来園者が利用できる駐車場です。

<松谷 清>

Aエリアの24台の駐車場は10月16日開催の説明会での大きな争点であり、市民の声が届く事業者との協議となることを要望しておきます。

更に多くの方々が疑問に考えているもう一つの点は、Park-PFI事業への市民・住民説明の欠如、制度としての公募前の市民参画としてのパブリックコメントが何故実施されなかったのか、という点です。大浜公園PFI事業ではパブコメは実施されています。市民参画条例第10条第1項3号においてパブコメ対象として「大規模な公の施設」を公民館、図書館、学校、公園、道路等と規定し総事業費おおむね10億円以上、建設費(建設設計費、工事費等)が概ね3億円以上の公の施設としています。

2)公園などを新設、改修する場合の市民参画条例に定めるパブコメを実施すべき基準についてどのように定めているのか。

<市民局長>

公園などを新設、改修する場合の市民参画条例に定めるパブリックコメントを実施すべき基準についてですが、静岡市市民参画の推進に関する条例では、「大規模な公の施設の設置に係る基本的な計画の策定又は変更を行うとき」に市民参画手続を実施しなければならないと定めております。

また、「大規模な公の施設の設置」とは、公園などの公の施設の新設又は大幅な改修に当たり、総事業費がおおむね10億円以上、または建設費が3億円以上のものを対象とすることを運用基準としております。

なお、市民参画手続の方法については、原則としてパブリックコメントにより実施するものとしています。ただし、高度に地域性を有する場合や対象市民が限定的である場合など、パブリックコメント以外の方法で実施することが適当であると認められる場合には、意見交換会や市民ワークショップなどの方法で行うこともできます。

<松谷 清>

3)城北公園 Park-PFI活用事業において、市民参画条例を推進するにあたり、市民参画条例をどのように整理して進めてきたのか。

<都市局長>

城北公園 Park-PFI活用事業を推進するにあたり、市民参画条例をどのように整理して進めてきたかについてですが、市民局長の答弁のとおり、当該事業では、市の所有となる施設整備にあたり市が負

担する建設費は約 3000 万円であり、「大規模な公の施設の設置」には当たらないと考えています。

なお、市民参画については、市民ワークショップや利用者アンケートのほか、電子申請システムを活用した意見回収などを実施し、市民参画の機会を創出しております。

<松谷 清>

この事業への「Park-PFI 事業」への公的支出が上限 3000 万だから「パブコメ実施条件の 3 億円以下」としてパブコメを実施しなかったとのこと。

しかし、この事業の全体の総額というものはどこにも公表されていません。3 億円を越えるこのような Park-PFI 事業という新たな整備手法におけるパブコメ実施の在り方の再検討を要望しておきたいと考えます。

この事業が何故、このような遠回りをしているかと言えば、Park-PFI 事業という手法もさることながら、昨年 6 月の地元自治会での説明会がコロナ禍という中で機能しなかったことがあげられます。

7 月の地元説明会で緑地政策課長は謝罪をしていますが、議会という場では示されておりません。市民の声を聞いていると言いますが何年も前のものです。改めて丁寧な市民対話を強く求めておきたいと考えます。